

旧愛知県立医学専門学校・

愛知病院の正門遺構の保存について

木方十根

はじめに

- 一 事業の概要
 - 二 遺構の沿革と保存事業の経緯
 - 三 遺構の復元保存とその理念
- おわりに

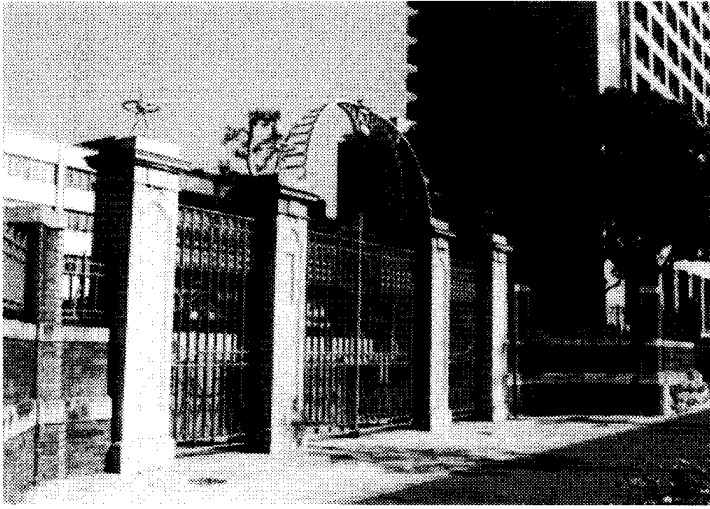
はじめに

名古屋大学医学部の前身校である旧愛知県立医学専門学校および県立愛知病院（以下それぞれ愛知医専、愛知病院）が、天王崎町（現名古屋市中区栄一丁目）から現在の鶴舞地区に移転したのは一九一四（大正三）年のことである。それ以降今日にいたるまで、鶴舞キャンパスは本学の医学教育および研究、そして医療実践の場としての役割を果たしつづけている。

鶴舞キャンパスでは、移転当初の施設新営、つづく愛知医科大学時代の施設拡充⁽¹⁾などによって、戦前期すでに一応の施設整備が行なわれていた。しかし戦災や戦後の施設更新によって、戦前の様子を伝える遺構はほとんど失われた⁽²⁾。

こうしたなか、鶴舞公園に向かって開く二カ所の門（愛知医専正門および愛知病院正門）の遺構のみ、キャンパス開設以来変わらぬ位置にその姿をとどめている。これらおよび両側の囲障の一部は、一九九九（平成一一）年に行われた名古屋大学附属病院病棟の新営工事に伴う外構工事⁽³⁾のさい、名古屋大学医学部学友会の寄付事業として保存されたものである。

名古屋大学で最も歴史の古いキャンパスである鶴舞において、その開設当初から設置されていたこれらの門は、現在の名古屋大学キャンパスにおける高等教育関係の最古の遺構の一つであり、名古屋大学史を語る極めて貴重な現物史料である。工事の概要は、当該の遺構に付設された銘板および、「名古屋大学史資料室ニュース」第六号、「ARCHITECT」110011号（谷口元執筆）などに既に紹介されている。ここではとくに今回の工事における



旧愛知県立医学専門学校正門



同上夜景



旧愛知病院正門

復元の考え方、部材の付加や移設等について、遺構の歴史的価値を正しく伝えるために、いま一度記録しておきたい。

端的な問題として次のようなことがある。本遺構は一般的に「愛知県立医学専門学校・県立愛知病院正門」と称されている。事実門柱および囲障の構造体（煉瓦）は、愛知医専および愛知病院の移転当初のもののだが、現在残されている外観は、昭和五年の愛知医科大学時代の改修（テラコッタおよびスクラッチタイルによる仕上げ）から、一九四一（昭和一六）年の鉄材供出までの間の姿であり、この点を附言することなく「愛知県立医学専門学校・

県立愛知病院正門」とすることは史実に反すること、注意を要する。

筆者は本事業に企画から設計段階に関与した関係上、そうした問題点を記録しうる立場にあるため、資料の散逸していない現時点で、その責を果たそうとするものである。

一 事業の概要

(一) 事業の対象

- ① 名称：旧愛知県立医学専門学校・県立愛知病院 正門
- ② 所在地：名古屋市昭和区鶴舞町六五 名古屋大学鶴舞団地内
- ③ 物件の内容：門二カ所（門柱・門扉等および囲障の一部）

(二) 構造形式（工事前）

- ① 門柱：自然石積（花崗岩、柱礎、柱身、柱頭は鉄製だぼで接合）
- ② 門扉：遺失（戦時期に供出）
- ③ 囲障：モルタル補強玉石積の上に煉瓦造、花崗岩笠石、スクラッチタイルおよびテラコッタ仕上げ（昭和五年に改修）

- ④ 囲障鉄柵：当初材遺失、スチールパイプ製鉄柵（戦後補足）

(三) 主要寸法（既存部分）

- ① 門柱：柱礎 幅×奥行×高さ＝六七〇×六七〇×三五〇（ミリ）

柱身 幅×奥行×高さⅥ五七〇×五七〇×二四二五（ミリ）

柱頭 幅×奥行×高さⅥ八〇〇×八〇〇×四四五（ミリ）

② 囲障：奥行×高さⅥ三七五×一一九〇（ミリ、通常部）、三七五×二二二〇（ミリ、柱部） 鶴舞団地南側
外周約一五〇メートルにわたり残存

（四） 復元保存の概要

① 門柱：遺失分（全八本のうち二本）を、自然石（花崗岩）で補足。

既存門柱は一時的に移動、各部材中心部に、鉄骨補強材挿入のための穿孔を切削。

門柱設置位置（既存位置）に、コンクリート基礎を打設し、門柱設置後、鉄骨補強材にて石材と基礎を緊結

② 門扉および柱頭飾り：

新設（鋼材焼付塗装：古写真に基づき意匠を復元し製作）

ステンレス鋼製蝶番および固定金具により門柱に取付

③ 囲障：一五〇メートル残存する囲障のうち、二箇所（門の両側各六五メートル）を保存、その他は保存部分の補修用のスクラッチタイルおよびテラコッタを確保のうえ撤去。

柱部の笠石、煉瓦とも補強鉄筋の挿入のための穿孔を切削。土台部は玉石の間隙にモルタルを注入。笠石から土台部までを補強鉄筋により緊結。

煉瓦塀背後に鉄筋コンクリート擁壁を設置し、背後からアンカーで煉瓦塀と接続し補強。

保存箇所における煉瓦塀欠損部分は鉄筋コンクリートで補填、保存箇所におけるタイル、テラコッタ

夕の破損部材は、囲障撤去部分で確保した程度のよいものと交換して仕上げた。

④ 囲障鉄柵：

スチールパイプ製鉄柵は、錆による劣化が激しく、また歴史的価値も低いと判断し撤去。

新たに鋼材（焼付塗装）により、当初の鉄柵を復元し製作（製作方法は門扉と同じ）。

新たな鉄柵の取り付けは、囲障背後の補強用擁壁より取付。

⑤ 周辺の外構：

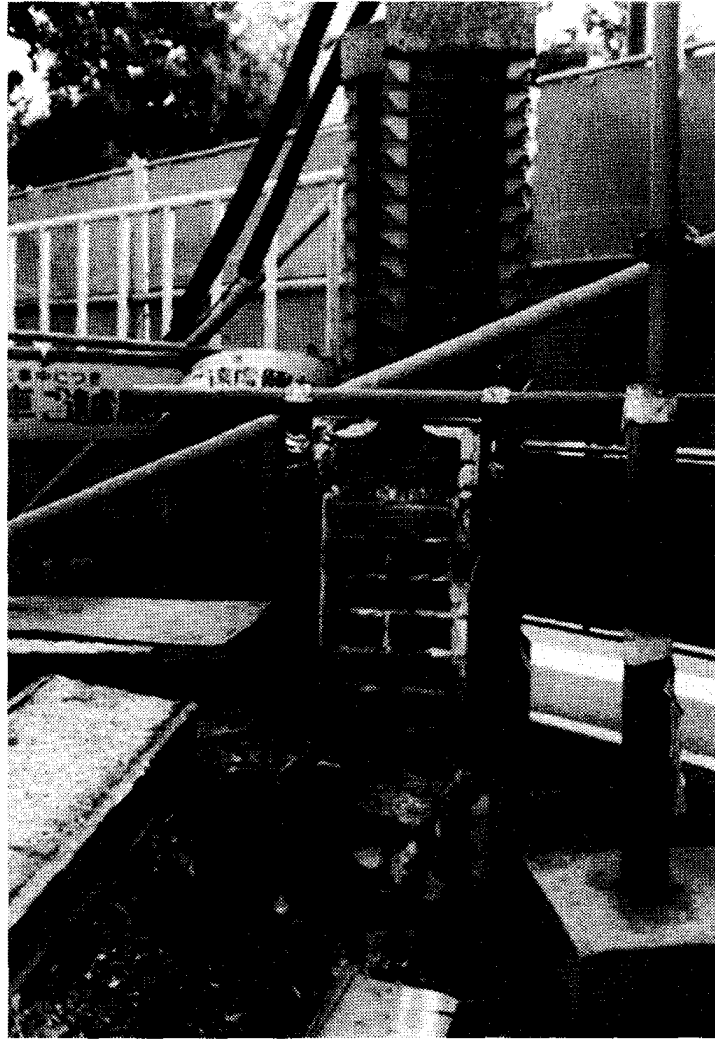
旧愛知病院正門では病棟地盤面との標高差（約二メートル）の解消のため階段を門の背後に設置。

旧愛知医専正門では、駐車場地盤面との標高差（約一メートル）の解消のため、門背後に擁壁を設置。これらは病棟周辺の外構工事の一貫として計画した。

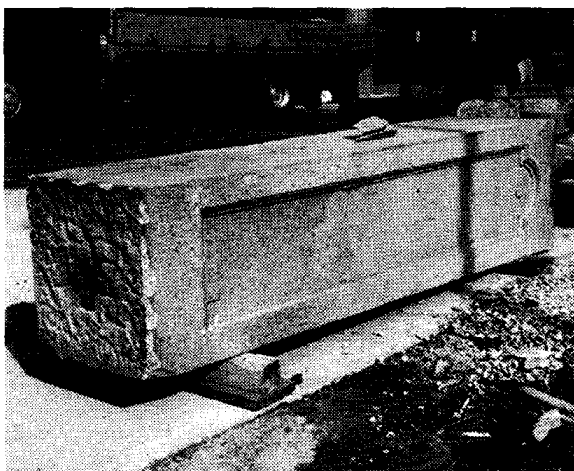
⑥ 銘板：遺構の由来を明示するため、ステンレス製銘板を設置。

⑦ 夜間照明：

門柱を下部から照らすスポット照明を計八機設置。



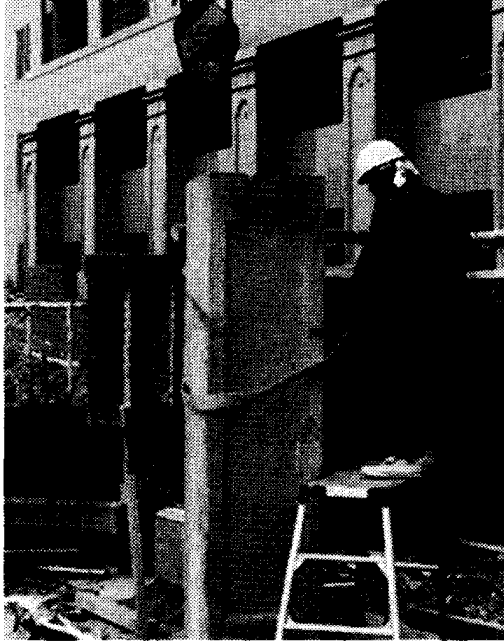
保存工事前の囲障の構造



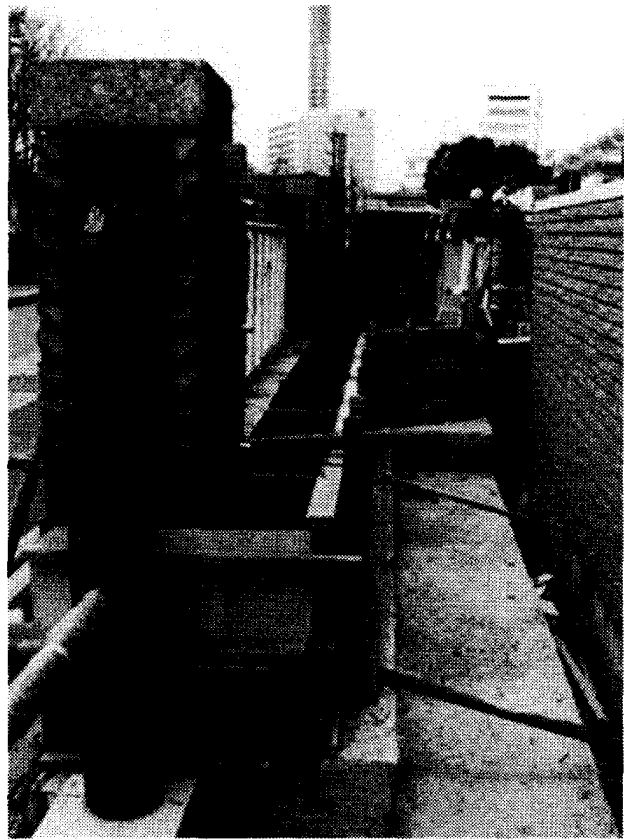
保存工事前の門柱



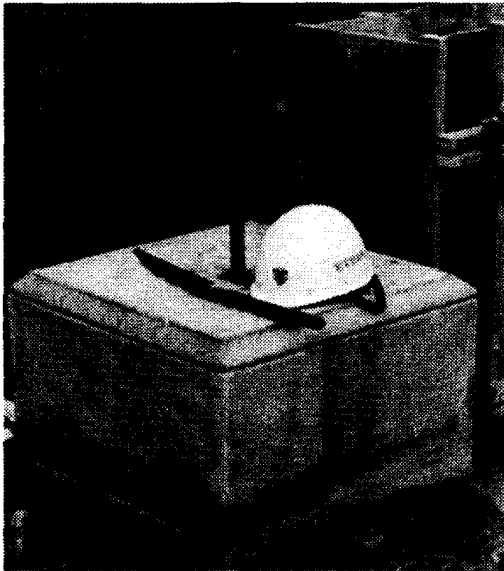
タイルとテラコッタ



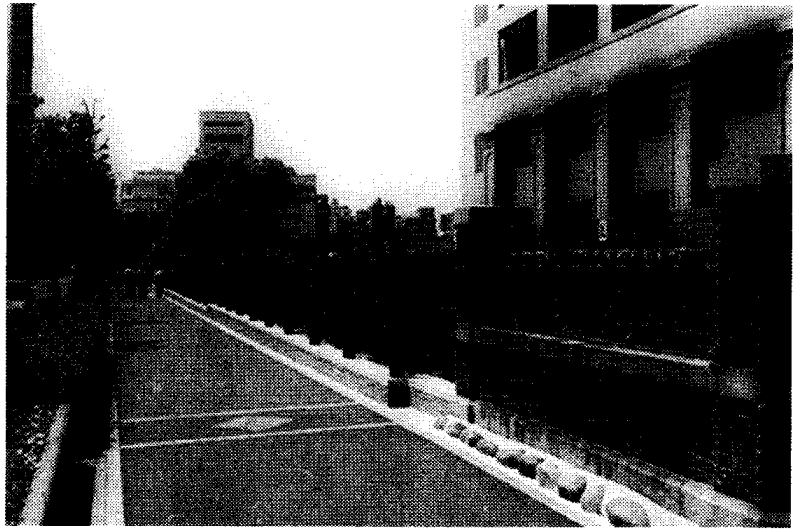
門柱の設置



煉瓦囲障の構造補強 背後に擁壁を設置し固定



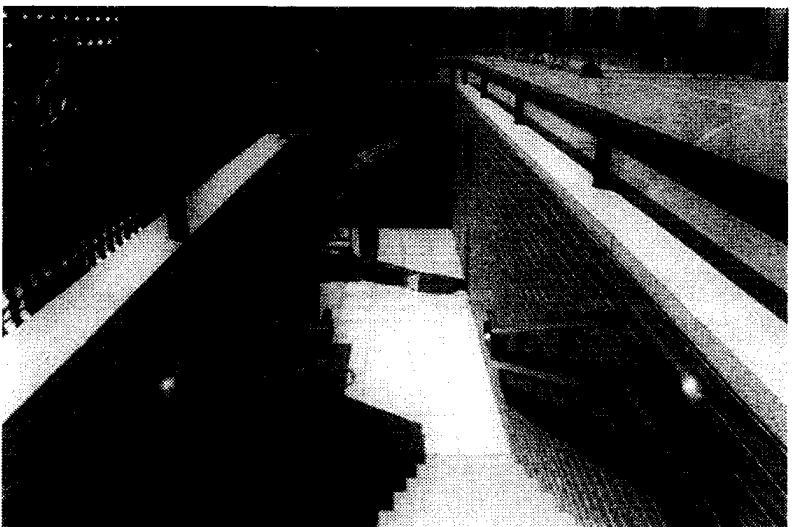
コンクリート基礎の上に柱礎を据えたところ



緑化を主眼としたオープンな境界にたつ歴史的遺構



煉瓦囲障の構造補強 鉄柵も新設の擁壁に取り付け



病棟から門を抜け公園へと至る階段、踊り場に銘板を設置

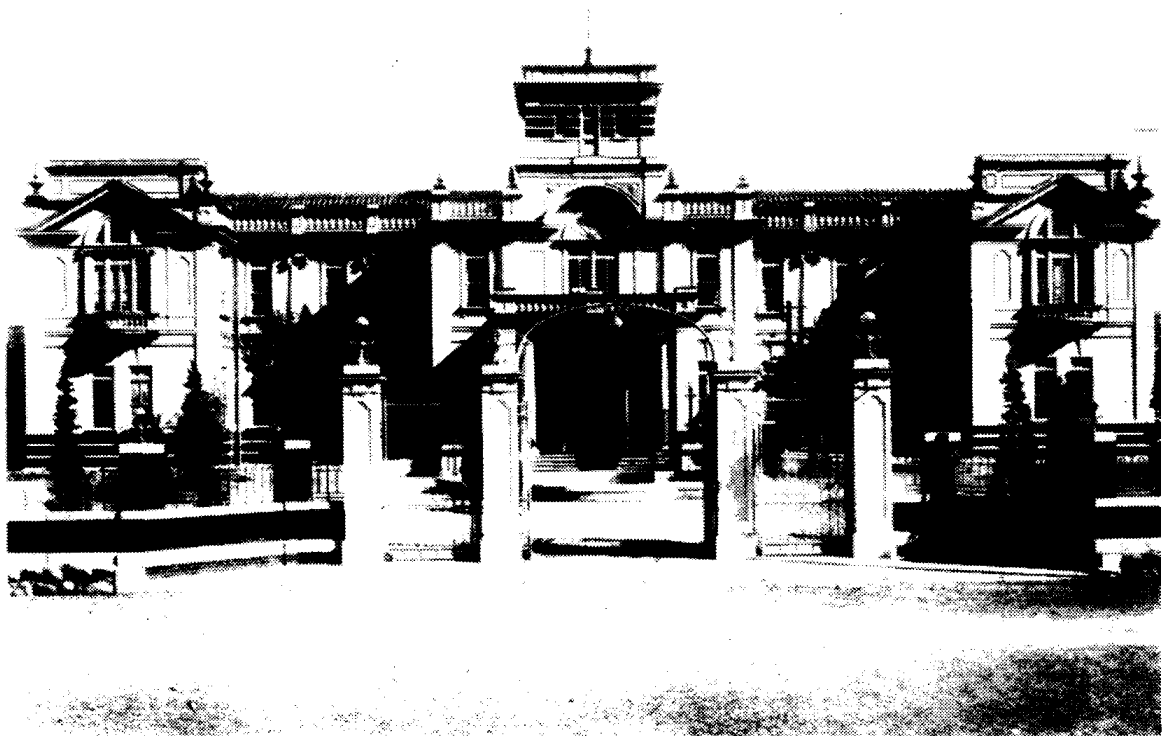
二 遺構の沿革と保存事業の経緯

(一) 遺構の沿革

愛知県立医学専門学校・県立愛知病院の鶴舞移転と、名古屋大学史における歴史的意義については『名古屋大学五十年史』等に詳しいのでここでは詳述せず、本遺構に関する事項のみ、ふれておきたい。



愛知県立医学専門学校正門（竣工当時）



県立愛知病院正門（竣工当時）

関西府県連合共進会跡地の鶴舞公園のうち、愛知医専と愛知病院の移転先となったのは、公園の北部、道路で公園用地と区画された部分である。鶴舞公園の造園計画は、一九一一（明治四四）年、医学校と病院移転が決まったことに対応して本多静六、鈴木禎次らの顧問によってとりまとめられた。『名古屋市史』収録の「名古屋市鶴舞公園設計及旧字図」⁽⁴⁾には、まだ愛知医専および愛知病院の配置は描かれていない。しかし敷地の中央に開く愛知病院の門は、配置として鶴舞公園の園路と対応していると見ることが出来る。

移転当初の建築は、一九一〇（明治四三）年着工され、約四年の歳月をかけて一九一四（大正三）年三月に竣工した。施設群の設計は愛知県営繕係で、主任技師は西原吉次郎である。⁽⁵⁾西原は新築された校舎・病院の建築と設備についての概要の報告を行っており、門についても触れている。⁽⁶⁾

工事設計之大要

- 一、表門、柱石岡崎産ヲ用ヒ扉ハ鉄製ニシテ門柱中間ヲ貫キ電線ヲ通ゼシメ門燈ヲ吊リタリ 石鉄混合ハ将来修繕費用省略ノ目的ヲ以テ建設セリ

これによつて竣工当初の門の様子を知ることができる。

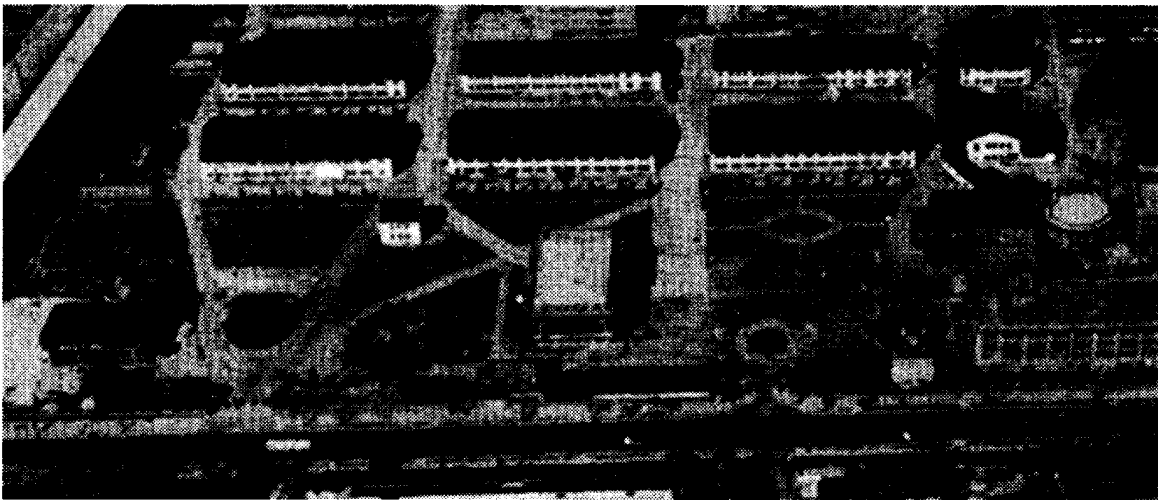
大正期以降の愛知医科大学の時代には大規模な施設拡充があった。その最後期の一九三〇（昭和五）年、囲障の新設および改修が行われたことが記録されている。⁽⁷⁾また、戦時下の一九四一（昭和一六）年九月ごろには、遊休資材の動員令により、囲障の鉄柵が供出されたことが、写真によつて記録されている。⁽⁸⁾このさい門扉や、門灯を吊っていたアーチも供出されたのかどうかは、写真からでは判断できないが、戦後一九五二（昭和二七）年には、木造の門扉および柵が取り付けられている写真が残されているので、⁽⁹⁾おそらく鉄柵と同時に門扉等も供出され、一九五



鉄柵の供出（1941年9月：中日新聞社）



戦後直後の様子（1952年）



旧状で残る正門（昭和36＝1961年度名古屋大学概要）



中央門柱撤去後の愛知医専正門
（昭和52＝1977年度学生要覧）



中央門柱撤去後の愛知病院専正門
（昭和53＝1978年度学生要覧）

二年までの間に木造の代替品が取り付けられていたものと思われる。

一九四五（昭和二〇）年二月の空襲によって鶴舞の名古屋帝国大学医学部および附属病院は多大な被害を受けた。そのさい医学部を中心に木造校舎・施設が焼失し、鶴舞地区の焼失率は五一・三％にもものぼった。また一九四四（昭和一九年）十二月七日には東南海地震が発生し、渋沢元治の回想によれば、これによって医学部付属病院の老朽化した部分が相当の損傷を受けたということである。¹⁰しかし、これらの被災状況調査および戦後復旧事業の記録でも、特に門および囲障についての記述はなく、今回の工事前の状況からも、おそらく大きな被害はなかったものと推測される。

戦後の復興計画は一九五〇（昭和二五）年度までに一段落し、一九五一（昭和二六）年以降、恒久的建築計画の立案、整備が進められた。一九五二（昭和二七）年には医学部および附属病院を戦前からの鶴舞地区で再建するとした整備計画が樹立された。それに基づいて徐々に施設が新築され、昭和四十五年には新外来棟が竣工した。新外来棟には、来院患者のための車寄が、施設全面には駐車場が設けられた。その際、旧来の愛知医専正門および愛知病院正門が車両の進入口として位置づけられた。航空写真等をみる限り、この新外来棟の業務開始以前の一九六二（昭和三七）年度から六三年度ごろに、旧愛知医専正門の門柱一本が撤去され、¹¹さらに引き続いて昭和52年度に、旧愛知病院正門の門柱一本が撤去されたものと思われる。¹²

（二） 意匠上の特徴

① 当初の意匠

一九一四（大正三）年に竣工した、愛知医専および愛知病院の各本館に代表される建築の意匠は、西洋古典主義

の系譜に属するものである。その前面に設置された門柱および囲障も、当然その系譜に則った意匠で製作されている。門扉および鉄柵も基本的には同様に古典主義的な意匠で製作されているが、門扉下部および中央部に見られる、おおらかな曲線を用い植物をモチーフとする文様には、アール・ヌーボー⁽¹³⁾の影響を見て取ることができる(四二頁 図参照)。

ところで、愛知医専と愛知病院の施設を設計した愛知県営繕係は、同じ時期に幾つかの学校建築を設計している。そのなかでも愛知県立第一中学校(一九〇九〥明治四二年)、県立女子師範学校(一九一〇〥明治四三年)などの正門は、門柱、門扉や鉄柵などの意匠が愛知医専および愛知病院のものと非常に似通っており、愛知県営繕係はある程度共通のデザインを採用していたといえる。

② 昭和五年改修後の囲障の意匠

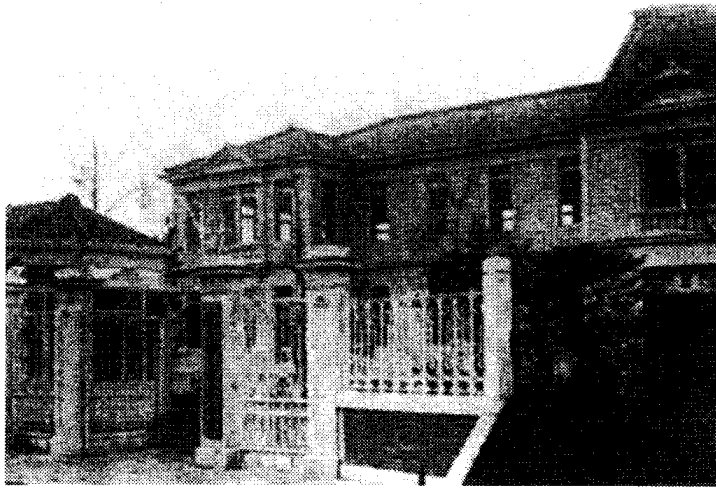
古典主義的な簡素なデザインであった煉瓦造の囲障は、一九三〇(昭和五)年の改修によって、隅部にテラコッタ、平部はスクラッチタイル貼りという装飾性の高いものに様変わりした。こうした意匠は、ほぼ時を同じくして建設された、「西看護婦宿舍及調理場」(一九三一〥昭和六年竣工)、「図書館及び講堂」(同年竣工)と同様の、表現主義的傾向の強い意匠であるといえるだろう。⁽¹⁴⁾これら二つの建築は、ともに当時の愛知県営繕係によって設計されたものであり、官立移管前の昭和五年の囲障の改修についても、同課技師が関与をしていたものと考えられる。

意匠上の特徴を具体的に述べると、テラコッタによる隅部の装飾は植物文様を抽象化したものであるが、その際、立体的で幾何学的な形態の反復により、量感のある表現がなされている。これは、前述のアールヌーボーあるいはゼセクションの平面的な表現とは大きく異なる傾向であって、表現主義の典型的な手法である。

愛知県営繕係は前述の愛知医科大学施設のほか、ほぼ同時期に「愛知県名古屋労政事務所」(一九三一〥昭和六年：

担当土田幸三郎)を完成させている。そのほか営繕課長酒井勝他が担当した「東海学園講堂」(一九三二＝昭和六年：設計顧問・土屋純一)などがある。「西看護婦宿舍及調理場」「愛知県名古屋労政事務所」「東海学園講堂」ともに、茶褐色のスクラッチタイルを外装に用い、テラコッタの装飾が施されている点で、共通しており、当時の愛知県営繕課のデザイン傾向を見て取ることができ、ここでとりあげている囲障の意匠も、まさにその流れにのったものである。

なお、この囲障で用いられているスクラッチタイルは、タイルの長手方向(横方向)に楕目が入れられ、「ワラビ」



愛知県第一中学校正門 (1910年竣工/愛知県営繕係)



愛知県立女子師範学校正門 (1910年竣工/愛知県営繕係)



愛知県名古屋労政事務所
(1931年＝昭和6年竣工/愛知県営繕課)

と呼ばれる、生地の削り屑を表面に残したまま焼成したものである。これは「西看護婦宿舍及調理場」および「愛知県名古屋労政事務所」で使用されていたタイルとも異なる点は興味深い。

③ その他

こうして、一九三〇（昭和五）年から、門扉等の鉄材が供出される一九四一（昭和一六）年までの間、今回復元した形態で、門および囲障は存在していた。門扉等が供出された後、戦時中の姿を知ることができないが、戦後一九五二（昭和二七）年の写真で、木造の扉と柵、灯具が取り付けられている様子を知ることができる。木造扉と柵については意匠的に特筆すべき点は見られない。灯具については引き続き表現主義あるいはアールデコの意匠のものが見受けられるが、これが取り付けられた年代等は不詳である。

（三） 保存事業の経緯

本遺構の歴史的資産としての価値が最初に注目されたのは、一九九二（平成四）年七月である。名古屋市都市景観室が鶴舞公園内の名古屋市公会堂（一九三〇＝昭和五年建設）を、都市景観重要建物に指定するさい、それと一体となって歴史的景観を形づくっていた本遺構も同時に指定することについて名古屋大学との間で協議がなされた。ただしこの時点では名古屋大学は、指定からは除外する方針で考えていたようである。

その後、九三年五月に鶴舞地区再開発の基本計画が、文部省国立学校施設計画調整会議において決定され、明るく四月病棟の第一期工事が着工されるにいたった。

さらにその後一九九八（平成一〇）年にいたり、再度本遺構の歴史的価値が認識され、名古屋大学施設部および本部施設計画推進室において保存計画案が検討された。最終的に門の保存と囲障の部分保存の方針が決定され、基

幹環境整備工事においては、保存部分の周辺とその他外構工事部分との調整、一部保存する困障を残して擁壁を設置することなどが設計に盛り込まれた。つぎに基幹環境整備工事の工事内容に予定されていない門柱の補強、門扉の新設などの工事について、名古屋大学医学部学友会からの建設寄付によって行う方向で協議がなされ、明くる九年二月学友会から名古屋大学への寄付申請、四月に寄付受入、上記工事の契約、発注という運びとなった。

三 遺構の復元保存とその理念

(一) 「復元」保存の理念

今回の事業にあたって、どのように遺構を保存していくのかという計画理念は、以下の三つのことから考えられた。第一に、遺構の歴史的価値をできる限り正しく伝える保存手法であること。第二に、病院と公園の境界という極めて公共性の高い場所に残されていることから、大学構成員に限らず一般市民も近づきやすい、公開に耐えうるかたちで保存すること。第三に、鶴舞公園周辺の都市景観形成に寄与するものであること。以上である。

ただし今回の事業は建設現場の判断で復元保存の方針が決定され、その時点できちんとする最善策を講ずるにとどまるものであった。そのため、とくに第一の点、すなわち遺構の歴史的価値を正しく伝える保存方法であったのか、という点について限界があり、そのことについて検証がなされ、記録されなければならないし、そのことによつて後世、場合によってはより適切な追処置を行い得る筋道をつけておく必要がある。

(二) 歴史的価値の保持

歴史的建造物や遺跡地の保存については、その「真正性」(Authenticity)すなわち、本物としての価値を保持することが、世界共通の基本概念となりつつある。⁽¹⁵⁾ここでは愛知医専および愛知病院の門および塀の歴史的建造物としての価値、そしてその価値の保持のために今回おこなわれた処置の妥当性とその限界について、それらの保存等に関する概念基準として最も有効である「歴史的建造物および遺跡地の保存と復原のための国際憲章(「ヴェニス憲章」)⁽¹⁶⁾に照らしながら検討しておきたい。

① 建造物の歴史的価値について

愛知医専および愛知病院の門および塀は、がんらい建築群に附属した屋外構築物であり、建築空間を内包するものではない。なおかつ往事の建築本体はすでに失われているいま、それ自体の建築作品としての価値が高いとはいえないだろう。しかし前章でのべた通り、名古屋大学キャンパス内に現存する最古の高等教育関係の遺構であるという点において、少なくとも名古屋大学史上重要なものであることには間違いない。ヴェニス憲章の第一条で述べられている、「平凡な作品ではあるが時の経過とともに文化的重要性を得たようなもの」という歴史的価値の高い建造物(Monuments)の範疇に入るといえるだろう。

そうした観点から、建築的作品性の保持もさることながら、歴史に関する資料としての保護が重要となる。

② 現地保存と機能・用途変更

今回の保存事業は建築の外構工事の現場の判断で、復元保存の方針が決定されたものであった。しかし、そうしたなかでも、ヴェニス憲章の第七条⁽¹⁹⁾でうたわれている「現地保存」の原則を堅持することは、前述の「歴史に関する資料としての保護」の視点からきわめて重要なことであり、計画上最も大切にされたことの一つであった。のち

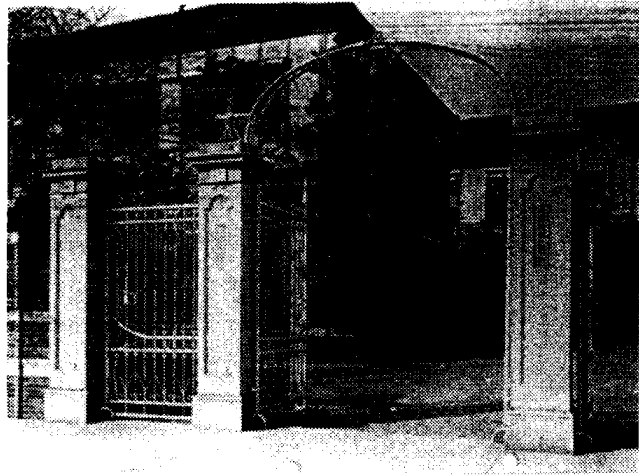
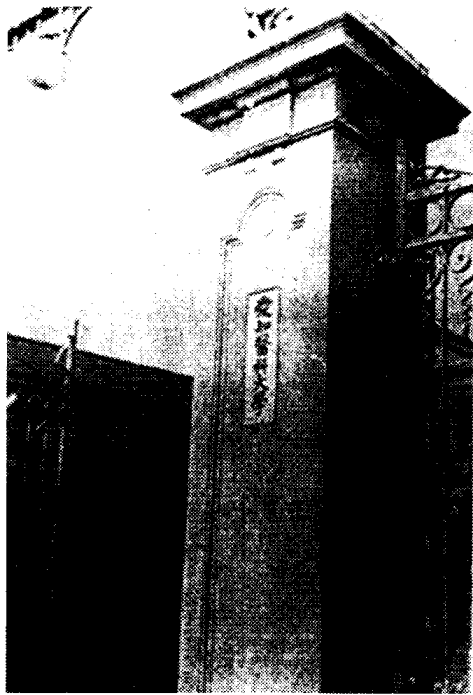
に詳述する構造補強のため、門柱の一時的な移動、再設置を行ったほかは、平面的にも標高においても、一九一四（大正三）年に設置された位置から移動されていない。

ただし、この当初位置の保持を原則としたために、構内の工事後の新たな地盤面との間に約一メートル〜二メートルのレベル差が発生した。さらに、本節（三）でのべるように、より多くの市民に開放するというねらいから、愛知病院正門では、新病棟の前庭にのぼる階段を設置することとした。こうしたことから、門と塀の後背部に、本来そこにあるべきではない壁面と階段が設けられた。また、愛知医専側正門については、後背部にレベルの異なる歩道と駐車場が迫っていることから門扉を開放することができず、門から内部への動線の確保もあきらめざるを得なかった。こうしたことよって、門において本来もつとも重要である、内外の空間を切り結ぶという建築的機能が不明朗になったり、あるいは失われてしまった。²⁰

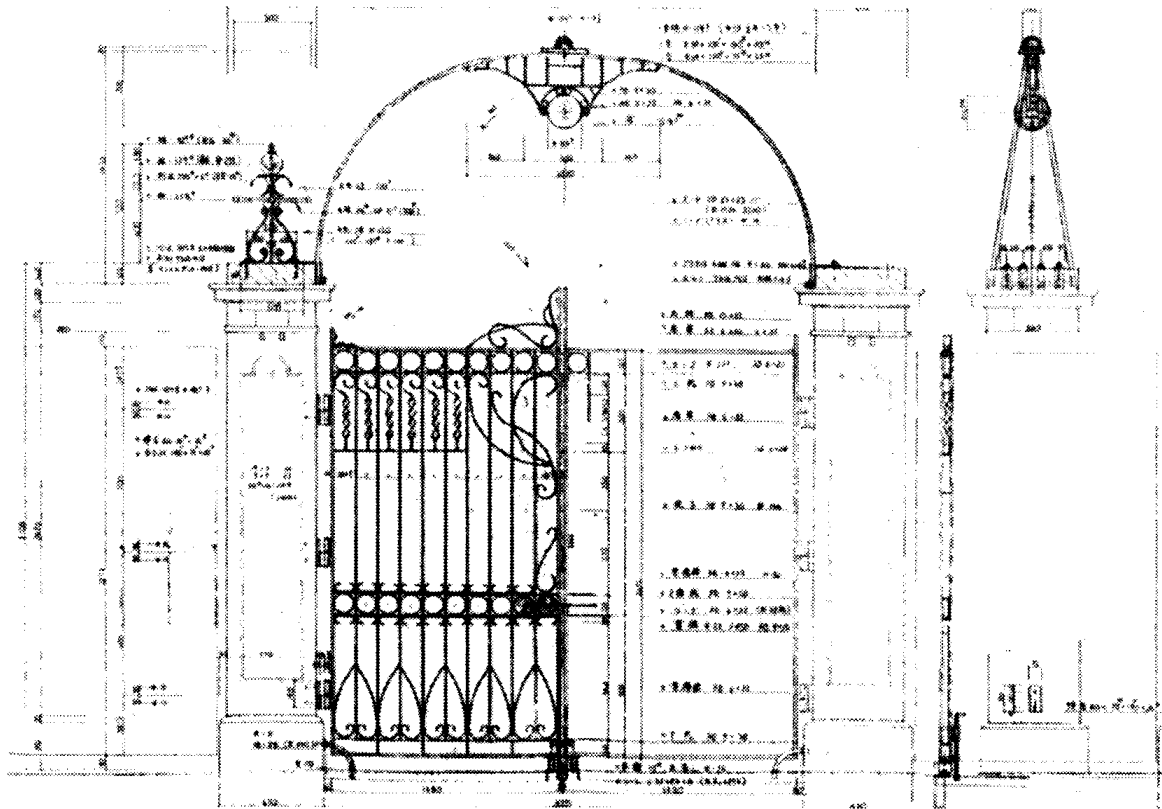
③ 復原

本遺構は、当初位置に当初のままの姿を保持していた部分ばかりでなく、移動されていたり（門柱の一部）、撤去され遺失している部分（同じく門柱の一部および門扉、鉄柵部）も多かった。鶴舞キャンパスに唯一残るキャンパス開設当初の遺構であるという歴史的価値を顕在化させるためには、欠損部材を復元し、門の姿を取り戻す必要があった。

それら新たな部材の補足にさいしては、現存している部材や、古写真などを参照して新たに製作した。こうした作業について、ヴェニス憲章は下記のように述べている。



愛知医専・愛知病院正門の詳細（古写真より）



愛知医専正門・復元設計図

第九条

復原の過程は高度に専門的な作業である。その目的は、オリジナルな部材と本物の記録資料の尊重にもとづいて、その記念建造物の美的・歴史的価値を保存しかつ明示することにある。復原は憶測が始まるところで止めなければならない。さらにこの場合でもやむをえないような付加的な工事は本来の建築的構成からはっきりと区別できるようにし、かつ現代のものであるという刻印をしておかねばならない。どんな場合でも、復原の前と後で、その記念建造物についての建築考古学的な研究と歴史に関する研究が伴わなければならない。

問題とされているのは、(1) 復原の方法と限度、(2) 復原後における付加部材とオリジナル部材との峻別、(3) 復原前後の研究、以上の三点である。以下、順に検証しておきたい。

(1) について。復原には、現在でも残っているものの複製（門柱の欠損部分）によつたものと、記録資料からの復原によつたもの（門扉・鉄柵）の二つの手法をとっている。

既存部材により複製したもののついては「憶測」が入る余地は少ない。しかし、門扉および鉄柵部分の新たに製作し、補足した箇所に「憶測」が含まれていないか、適切な復原作業なのか、専門的な視点からは、この点が問われる。

まず、復原の手法だが、名古屋大学史資料室に残されていた古写真にもとづき、形態を復原、意匠図を作成した。その後、製作方法について、現場サイドとの協議を行い、鉄材の組み合わせで製作することとし、施工図段階でのチェックを繰り返し、少なくとも意匠的にはオリジナルにできる限り近づけた。その際、製作方法（オリジナルの門扉は鑄鉄製であったのか、鍛鉄の組み合わせなのか、門扉との取り付け方法等々）に関する考証を行って、そう

いった側面から復原の厳密性を確保することはなし得なかった。時間的制約と、資料と知見の不備から、当時の製作方法を研究し採用することは不可能と判断したのである。

そういった点からいえば、今回門扉および鉄柵部分の補足は、厳密な意味で「復原」とは呼べない。そこで、(2)とも関連して、新たに製作した門扉および鉄柵は、門総体の意匠的統一性を確保しながらも、オリジナルではないことが明示されるようなかたちで設置することとした。まず、門扉だが、数枚については常に閉じた状態できりつけ、門の機能が失われていることでオリジナルの門扉ではないことが想起されるようにした。また、門周辺の塀と鉄柵についてであるが、新たに付加された鉄柵は、耐震性確保のために背面に設けたコンクリート擁壁に直接とりつけ、オリジナルの塀からは離して設置した。こうしたことで「本来の建築的構成からはつきりと区別できる」ように配慮したのである。なお、今回新たな部材に刻印を施すことまでは行っていない。

(3)の復原前後の研究であるが、歴史に関する研究は、本稿をまとめることを含めある程度行われているが、建築考古学的な研究としてこの遺構を取り上げることがなされていない。

以上のように、こと復原の厳密性に関していえば限界があつたことは否めない。

(三) 公共性と公開

旧愛知医専および愛知病院が、鶴舞公園の隣地に建設されることが、公園の公共性と病院という施設の特異性から物議をかもしたことについては、以前拙論でもとりあげている²¹。以後時を経て、すでに大学病院は鶴舞の地に定着しているといつてよからうが、都市公園の隣地という極めて公共性の高い場所に立地する以上、あまりにも閉鎖的な施設のあり方は望ましくない。こうした点から、今回の復元保存においては、遺構を公開に耐えうるかたちで

保存することが不可欠であった。

公開に耐えうる保存を考えたさい、第一に安全管理について問題になる。とくに本遺構は組石造の門と煉瓦造の囲障という、耐震性能上改善の必要があるもので、一般市民が近づくことができようにするためには、構造補強が不可欠であった。

当初、門の外観だけを残すのであれば、鉄筋コンクリートの柱の表面を石貼りにして、模造することが構造面からは最も安全であるという考えも出されたが、柱の表面に目地を取らざるを得なくなるなど、当初の意匠からかけ離れることが明らかであったため、新規に製作する石柱も、既存の石柱と同様の組石造とし、構造補強のためには、以下の方法を採用することにした。

まず、柱は一旦撤去し、柱および柱頭の芯に補強用の鉄骨を挿入する穴を切除する。柱設置位置には、コンクリート基礎を打設する。そしてその上に門柱を設置後、鉄骨補強材にて石材と基礎を緊結した。

囲障についても同様に構造補強の必要があった。まず煉瓦塼の背後に鉄筋コンクリート擁壁を設置し、背後からアンカーで煉瓦塼と接続し補強した。鉄柵を受ける柱部については、笠石、煉瓦とも補強鉄筋の挿入のための穿孔を切削し、また土台部は玉石の間隙にモルタルを注入、そして笠石から土台部までを補強鉄筋により緊結した。

その他、同様の配慮から、愛知病院正門については、病院敷地内への通り抜けを可能とした部分の復元した門扉は、安全面の配慮から固定式とした。

その他、公開に際しては、遺構の由来を記した銘板を設置した。

(四) 都市景観への寄与

当初、名古屋市都市景観室による都市景観重要建物指定の協議が設けられたことが示すように、本遺構は単なる歴史的資産としての価値のみならず、豊かな都市景観を形成するうえで重要な資産であるといえる。今回の外構工事では、一部保存された囲障をのぞく多くは取り壊され、キャンパスおよび病院と歩道との境界は、低い擁壁とツジの密植による斜面へと様変わりした。高木植栽の不足など、依然として景観的に整備が必要であるが、こうした緑化を主体としたオープンな敷地境界のつくりかたは、大規模施設の都市景観への配慮の一方法である。反面、従来の歴史的景観を継承した部分が一部となってしまう。そこで、残された遺構を都市景観としても確かに位置づけるために、門柱を下部から照らすスポット照明を計八機設置し、夜景を演出することとした。これによって遺構は夜間通行する市民にとっても印象深いものとなっている。

おわりに

愛知医専・愛知病院の門については、以上のように文献資料等から知りうる事実をもとに、現場の状況においてできる限り、遺構の歴史的価値を保持した保存方法がとられた。しかし遺構の十分な調査や、復元の精緻さなどの点において限界があったことも否定できない。以後、こうした点を理解したうえで、この遺構の継承と、場合によってはより適切な追措置が行われることを希望したい。

注

- (1) 木方十根「愛知医科大学時代の施設拡充について」『名古屋大学史紀要 第七号』名古屋大学史資料室、一九九九年
- (2) 神谷智『名古屋大学キャンパスの歴史1(学部編)』名古屋大学史ブックレット二『名古屋大学史資料室、二〇〇一年、一八一―九頁
- (3) 「名古屋大学鶴舞地区基幹環境整備(道路等)工事」一九九九(平成一一)年三月竣工
- (4) 『名古屋市史(復刻版)』地理編、愛知県郷土資料刊行会、1979
- (5) 愛知県営繕の活動と建築作品については、瀬口哲夫の下記の研究がある。瀬口哲夫「名古屋をつくった人々／官庁建築家・愛知県営繕課①〜」『C&D』一一八号、vol.30〜
- (6) 「愛知県立医学専門学校及愛知病院建築工事報告」『愛知県立医学専門学校新築開校記念号』三―七頁
- (7) 「特等病室、記念館等の外周にコンクリート塀延長百五十七間、煉瓦塀百間を新設し、又学校方面の煉瓦塀九十四間の改修に着工、昭和五年三月に竣工した。」『名古屋大学医学部九十年史資料集3』
- (8) 名古屋大学史編集委員会『写真集 名古屋大学の歴史 1871〜1991』名古屋大学出版会、一九九一年、八五頁、写真は中日新聞社提供による。
- (9) 同前掲注(8)、一二二頁、写真は『医学部一九五二年卒業アルバム』所収
- (10) 渋沢元治『五十年の回顧』第二編、一三九頁
- (11) 昭和三六年度および三八年度の名古屋大学概要所載の航空写真の比較による。
- (12) 昭和五一年度および五二年度の学生便覧所載の航空写真の比較による。
- (13) 第十回関西府県連合共進会では、「ヌーボー式」と呼ばれた、アール・ヌーボーやウィーン・セセッションの影響の強い意匠による仮設建築が建設されていた。門扉の意匠には、そうした先進的様式の地方伝播の一端をかいまみることができらるだろう。
- (14) 筆者は前掲注(1)論文において、図書館及び講堂の意匠が「モダンにクラシックを加味した……スパニッシュ」というとらえ方

がなされていたことを明らかにしたが、このコメントからも分かる通り、「スパンニシュ」も、折衷主義の立場からモダニズムを理解するうえでの一回路として位置づけられていると考えられ、当建築の意匠は大きくは表現主義の範疇に属するものと理解した。

(15) Authenticity の訳語については、注(16)益田論文を参照した。

(16) 同憲章は一九七二年に定められた世界遺産条約にその概念が反映され、影響力を強く発揮しているものである。本稿におけるヴェニス憲章に関する記述は、益田兼房「ヴェニス憲章解題」『建築雑誌』Vol.108 No.1346 一九九三年八月号 を参照した。

(17) 第一条 歴史的価値の高い建造物 (Monuments) という概念は、建築的作品だけを意味するのではなく、特定の文明や重要な発展あるいは歴史的事件の形跡が見いだされるような、その建築にとつての都市的もしくは田園的な周辺環境をも含んだものである。この概念は、偉大な芸術作品だけでなく、より時の経過とともに文化的な重要性を得たようなものにも適用される(原文は英文。ここでの引用は前掲注(16)の益田による訳文による)。

(18) 第三条 記念建造物の保存や復原の行為をする目的は、それを芸術作品として保護するのと同じくらい、歴史に関する大切な資料としても保護することにある。

(19) 第七条 歴史的建造物はそれが立証している歴史やそれが生まれ育った環境から切りはなせない。したがって、きわめて重要な国家的利益等(略)のほかは、歴史的建造物の全体や部分を移動することは許されない。

(20) 第五条 記念建造物の保存は、常になにか社会的に有用な目的に活用されることによって容易になる。しかし、そのような用途も建築物の間取りや装飾を変えないですむものが望ましい。使用目的の変化に伴って必要となる変更も、その範囲内で検討したり許可されたりすべきである。

(21) 同前掲注(1)

(きかた・じゅんね 施設計画推進室)